

(対大臣・副大臣・政務官)
4月12日(水)衆・法務委

民事局 作成
階 猛 議員(民進)

1問 民法改正法案の責任者は誰か、法務大臣に問う。

〔結論〕

- 民法改正法案は、内閣提出法案として、法務省の所管する法律である民法を改正するものであるから、その責任者は、法務大臣である私ということになる。
- もっとも、その責務を果たすに当たっては、副大臣や政務官の協力も得ているし、また、法案作成に関する事務作業の責任者という意味において、民事局長にも重要な役割を果たしてもらったものと認識している。

(参考答弁) 平成29年2月8日衆議院予算委員会

金田法務大臣：呼称でテロ等準備罪と申しております、この法案を指してお尋ねだと思います。この法案については非常に重要な立法事実というのがある、このように受け止めております。

そして、その上で、この法案の趣旨説明は誰がおやりになるかという御指摘でございました。当然に、この法案を所管します、提出します、閣法でございますので、その役所の責任者たる大臣がすべきものと考えております。

また、お話の中でございました、局長のお名前も出たようでございますが、その局長は確かに、その法案を作成するに当たって、実務の責任者としてしっかりと仕事をされている方であります。しかしながら、趣旨説明は大臣がすべきものと考えております。

【責任者：民事局 筒井民事法制管理官 内線 ■■■ 携帯電話 ■■■

(対大臣・副大臣・政務官)
4月12日(水)衆・法務委

民事局 作成
階 猛 議員(民進)

3問 民法改正法案における法制審議会と国会の関係について、法務大臣に問う。

〔前提〕

- ・ 法制審議会は、民事法、刑事法その他法務に関する基本的な事項を調査審議することなどを目的とする諮問機関であり、法務大臣の諮問に応じて、これらの事項について調査審議の上、答申をしていただいている。
- ・ 法制審議会の答申は、多数の専門家による総会又は部会での審議を尽くした上で行われるものであり、このような法制審議会の性格から、政府においては、その答申を尊重して、法案を提出しているところ。

〔結論〕

- ・ 国会においては、このようにして提出された法案について、御審議いただいているものと承知。
- ・ ただいま申し上げた法制審議会と国会との関係は、この民法改正法案においても異なるものではない。

(参照条文) 法務省組織令(平成十二年政令第二百四十八号)

第五十九条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本省に、次の審議会等を置く。

法制審議会

検察官・公証人特別任用等審査会

第六十条 法制審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 法務大臣の諮問に応じて、民事法、刑事法その他法務に関する基本的な事項を調査審議すること。

- 二 電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律（昭和六十年法律第三十三号）第五条第二項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。
- 2 前項に定めるもののほか、法制審議会に関し必要な事項については、法制審議会令（昭和二十四年政令第百三十四号）の定めるところによる。

【責任者：民事局 简井民事法制管理官 内線 ■■■ 携帯電話 ■■■■■】

〔(更問) 民法改正法案を修正するかどうかに関して、法務省は法制審議会の答申にとらわれすぎているのではないかと問われた場合

〔結論〕

- 法務省としても、法制審議会の答申に形式的に拘泥し、その内容を変更することができないと認識しているわけではないが（先ほど申し上げたとおり）、法制審議会の答申は、多数の専門家による総会又は部会での審議を尽くした上で行われるものであり、その中には、現に法改正の影響を受ける実務界の意見も含まれている。したがって、その答申を尊重することには合理性があるものと考えているし、また、審議の過程で得られた様々な意見を考慮して修正の当否を判断することには合理性があるものと理解している。

(参考) 平成29年4月5日議員レク時の階議員発言（要旨）

階議員：法務省はコンサバ過ぎる。法制審にとらわれすぎている。他の委員会では、こうすべきというのがあれば、政治家同士のやり取りができたし、私が総務省の政務官であった時も役人が上げてくるものをひっくり返すことは何度もあった。

最終的には政治家が決めることであるが、客観的なエビデンスを示されるならまだしも、法制審での議論を理由にして説得しようとするのは違うと思う。

(対大臣・副大臣・政務官)
4月12日(水)衆・法務委

民事局 作成
階 猛 議員(民進)

4問 主債務者と経済的なつながりが希薄な者について
事業融資の保証を求めることの必要性と合理性について、法務大臣に問う。

〔結論①：円滑な資金調達を図る必要性〕

- ご指摘のような、主債務者と経済的なつながりが希薄な第三者が保証人となるケースは、現に存在するものと認識している。しかし、仮に、このような第三者を保証人とすることを禁止すると、現状において第三者の保証付きで融資を得ているケースについては、そもそも融資を受けることができないとか、貸出金利が上昇してしまうといったことが生じ、円滑な資金調達が阻害されるおそれがあることは否定できないと考えられる。このため、このような第三者による保証も認めることには必要性があると考えている。

〔結論②：保証人の意思を認める合理性〕

- また、主債務者と経済的なつながりが希薄な者であっても、保証意思が真に認められる場合には、保証という形式で第三者の信用を補完することを認めることは、私的自治の原則に照らしても合理的であると考えている。

〔改正法案の内容〕

- そこで、改正法案においては、第三者保証を全面的に禁止する措置は講じないこととする一方で、保証人がそ

の不利益を十分に自覚せず、安易に保証契約を締結する事態を防止するための措置として、事業のために負担した貸金等債務を保証する際には、原則として、公的機関である公証人による意思確認の手続を経ることとしたものである。

このような改正法案における改正内容を超えて、たとえ、その一部であるとはいえ、保証意思を有する者の保証契約についてまで民法で禁止することについては、慎重な検討を要するものと考えられる。

【責任者：民事局 筒井民事法制管理官 内線 [REDACTED] 携帯電話 [REDACTED]

更問1 主債務者と経済的なつながりが希薄な者が保証人となるのは、どのようなケースかと問われた場合

(答)

- ・ 例えば、新たに事業を創業しようとする際に、保証がなければ融資を受けることができない創業者のために、その両親や祖父母等の親族が保証をするケースや、個人投資家が出資ではなく保証をするという形で援助を行うケースがあるものと承知している。

(注) 参議院法務委員会（平成25年6月10日）

千葉銀行・大久保参考人発言

「これは当行で実際にあった事例でございますが、大口預金者のお客様から、子供が新たに飲食店を開業するに当たって、親として直接的に資金を援助するのではなく、自立させるために自分で銀行から借入れをさせて、それを返済させたいという申出がございました。その大口預金者の方に保証参加をいただいて、開業資金のお手伝いをさせていただいたケースがございました。また、これまで専業主婦であった奥様が趣味としていた工芸品の店を開店するため、給与所得者であります御主人から自分が保証人となるので妻に融資をお願いしたいと依頼されまして、御主人に保証参加いただいた上で開業資金の御融資のお手伝いをさせていただいた事例もございます。」

更問2 経営者の親族、知人・友人、取引先の経営者、投資家といった第三者を保証人とすることを禁止しても、他の代替手段があり得るのではないかと問われた場合。

(答)

ご指摘のように、事業のための資金を確保するためには、第三者が保証するほか、第三者が物上保証（注1）を行う、あるいは第三者から直接融資を受けるなどの他の手段を講ずることもあり得ないではないと考えられる。

もっとも、物上保証を付すと言っても、これにふさわしい財産を有していないこともあり得るし、仮に、例えば、不動産を有しており、抵当権を設定することが可能であるとしても、抵当権設定に費用を要することを嫌ったり、居住用である自己の不動産に抵当権が設定されること自体を回避したいと考えることもあり得る。

また、担保設定にふさわしい自己の資産がないのであればそもそも保証を得て融資を受けさせるべきでないとの指摘もあり得ないではないが、新たに事業を創業する際の創業費用の融資の事案などにおいては、親が子の保証人となって信用を補完しようと考えるケースも現にあると指摘されており、仮にそれが真に保証意思に基づくものであるなら、このようなニーズを無視することは適当ではないと考えられる（注2）。

(注1) 物上保証とは、債務者の債務の信用を補完するために、第三者

が所有する不動産等の資産を担保とすることをいう。

(注2) なお、平成25年に行われた参議院法務委員会における参考人質疑の中で、全国地方銀行協会の代表として、千葉銀行の役員が、当時の千葉銀行においては、いわゆる経営者本人保証を含む個人保証全体の件数が約3万3000件であるとのことであり、このうち自発的な意思に基づく申出により「経営に実質的に関与していない第三者」が保証人となっているものは約55件であると答弁している(0.17%)。

(対大臣・副大臣・政務官)
4月12日(水)衆・法務委

民事局 作成
階 猛 議員(民進)

6問 保証意思宣言公正証書に執行認諾文言を付与することの可否について、法務大臣に問う。

〔前提・執行認諾文言付きの公正証書とは〕

- ・ 執行認諾文言付きの公正証書とは、金銭の一定の額の支払等を目的とする請求について公証人が作成した公正証書で、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されているものをいう(注1)(注2)。

(注1) 一般に、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述は「執行認諾文言」と呼ばれている。

なお、民事執行法においては、この公正証書を「執行証書」と称している(民事執行法第22条第5号)。

(注2) この執行認諾文言付きの公正証書が作成されている場合には、債権者は、(訴えを提起して判決を得なくとも、)これを債務名義として、保証人に対して強制執行の手続をとることができる(民事執行法第22条第5号)。

〔結論・保証意思宣言公正証書と執行認諾文言の関係〕

- ・ 保証意思宣言公正証書は、保証契約に先立ち作成され、保証人の一方的な保証意思の表示のみをその内容とするものであるから、この保証意思宣言公正証書には執行認諾文言を付すことはできない。したがって、執行認諾文言を付する必要がある場合には、保証意思宣言公証書とは別に、債権者と保証人の双方の関与の下で、保証契約公正証書を作成することが必要になるものである。

(参照条文)

改 正 案	現 行
<p><u>(公正証書の作成と保証の効力)</u></p> <p><u>第四百六十五条の六 事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約は、その契約の締結に先立ち、その締結の日前一箇月以内に作成された公正証書で保証人になろうとする者が保証債務を履行する意思を表示しないなれば、その効力を生じない。</u></p> <p><u>2 前項の公正証書を作成するには、次に掲げる方式に従わなければならない。</u></p> <p><u>一 保証人になろうとする者が、次のイ又はロに掲げる契約の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事項を公証人に口授すること。</u></p> <p><u>イ 保証契約（ロに掲げるものを除く。）主たる債務の債権者及び債務者、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものの定めの有無及びその内容並びに主たる債務者がその債務を履行しないときには、その債務の全額について履行する意思（保証人になろうとする者が主たる債務者と連帶して債務を負担しようとするものである場合は、債権者が主たる債務者に対して催告をしたかどうか、主たる債務者がその債務を履行することができるかどうか、又は他に保証人があるか</u></p>	<p>(新設)</p>

どうかにかかわらず、その全額について履行する意思)を有していること。

口 根保証契約 主たる債務の債権者及び債務者、主たる債務の範囲、根保証契約における極度額、元本確定期日の定めの有無及びその内容並びに主たる債務者がその債務を履行しないときには、極度額の限度において元本確定期日又は第四百六十五条の四第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由その他の元本を確定すべき事由が生ずる時までに生ずべき主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものの全額について履行する意思 (保証になろうとする者が主たる債務者と連帶して債務を負担しようとするものである場合には、債権者が主たる債務者に対して催告をしたかどうか、主たる債務者がその債務を履行することができるかどうか、又は他に保証人があるかどうかにかかわらず、その全額について履行する意思)を有していること。

二 公証人が、保証になろうとする者の口述を筆記し、これを保証になろうとする者に読み聞かせ、又は閲覧させること。

三 保証になろうとする者が、筆記の正確なことを承認した後、署名し、印を押すこと。ただし、保証になろうとする者が署名することができない場

合は、公証人がその事由を付記して、署名に代えることができる。

四 公証人が、その証書は前三号に掲げる方式に従って作ったものである旨を付記して、これに署名し、印を押すこと。

3 前二項の規定は、保証人になろうとする者が法人である場合には、適用しない。

○民事執行法

(債務名義)

第二十二条 強制執行は、次に掲げるもの（以下「債務名義」という。）により行う。

一 確定判決

二～四 (略)

五 金銭の一定の額の支払又はその他の代替物若しくは有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求について公証人が作成した公正証書で、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されているもの（以下「執行証書」という。）

六～七 (略)

【責任者：民事局 筒井民事法制管理官 内線 ■ 携帯電話 ■】

更問 かつて貸金業者による執行認諾文言付きの公正証書の作成によって債務者や保証人に被害が生じた問題もあったが、今回の改正によって同様の問題が生じることはないか、と問われた場合

〔前提・執行認諾文言付きの公正証書による過去の問題〕

- 平成16年頃、いわゆる商工ローン問題が起きた際に、例えば、本人に無断で作成された委任状が利用され、本人が知らない間に執行認諾文言付きの公正証書が作成されるといった濫用事例が指摘されていた（注1）。

（注）平成16年頃、商工ローン会社のSFCG（旧商工ファンド）が、金銭消費貸借契約や保証契約を締結するに際し、カーボンコピーを用いるなどして相手方（借主）の認識がないまま委任状を不正に取得し、特定の公証人に依頼して大量の公正証書を作成しているとの報道があった（平成16年11月24日毎日新聞、同年12月24日毎日新聞）。

- 執行認諾文言が付された保証契約の公正証書は、本人が自ら公証人に対して発言をする必要等もないため、必ずしも本人が公証役場に出頭する必要はなく、代理人による嘱託であっても作成することができることから、このような問題が生じたものである（注2）。

（注）なお、この問題については、公証人法施行規則の改正によって、代理人の嘱託により公正証書が作成された場合には、公正証書作成の事実を書面により本人に通知しなければならないこととし（公証人法施行規則第13条の2第1項），執行認諾文言が付されているときは、その意味を通知しなければならないこととして（同条第2項、附録第1号の2），既に対応している。

〔改正法案の下での公正証書の作成方法〕

- しかし、保証意思確認のための公正証書は、保証人本

人が自ら公証人に直接口頭で必要な事項について述べること等が法律上要求されるため（第465条の6第2項）, 公証役場への出頭が必要となる。

- したがって、保証人の意思確認のための公正証書を作成する際はもとより、これと併せて執行認諾文言付きの保証契約公正証書を作成する際にあっても、直接保証人本人に対してその意思確認をすることになる。

〔結論〕

- したがって、公証人において、保証人になろうとする者の意思確認を厳密に行うことにより、懸念されているような事態は、これまで以上に防ぐことができることから、改正法案の下で思わぬ被害が増加するようなことはならないと考えられる。
- いずれにしても、執行認諾文言が付された公正証書を作成する際には公証人による意思確認が重要であるから、法務省としては、今後も、公証人による適切な直接の意思確認が実施されるよう監督をしていく所存。

(対大臣・副大臣・政務官)
4月12日(水)衆・法務委

民事局 作成
階 猛 議員(民進)

7問 民進党提出の修正案の各項目に対する見解を、法務大臣に問う。

〔前提：修正案の項目〕

- 民進党提出の修正案の項目としては、①いわゆる暴利行為の明文化、②一定の少額債権に係る短期消滅時効の新設、③中間利息控除を行う場合に用いる法定利率の修正、④個人による事業用融資の保証に関する規律の修正、⑤定型約款の変更における合理性要件の考慮要素の追加というものであると認識している。

〔結論：修正案に対する見解〕

- いずれの項目も、傾聴する部分がある提案であると理解しているが、政府提出の改正法案の内容の方がより適切なものであると考えている。

〔責任者：民事局 筒井民事法制管理官 内線 [] 携帯電話 [] 〕

更問 1 判例で確立された暴利行為の理論を明文化する
修正案について、法務大臣の見解を問われた場合

〔前提・暴利行為の意義〕

- いわゆる暴利行為については、公序良俗に反するものとして現行法第90条により無効であると判断した古い判例がある（注）。

（注）大判昭和9年5月1日

〔暴利行為を明文化しなかった理由〕

- 法制審議会においては、この判例を参考に、民法を国民一般に分かりやすいものとする観点から、暴利行為を無効とする明文の規定を設けることが検討された。
- しかし、何をもって暴利行為というかを抽象的な要件で規定すると、取引への萎縮効果が生ずるとして、経済団体を中心に明文の規定を設けることに反対する意見があった。
- また、無効とされるべき暴利行為の内容が確立しているとはい難い現状において、その要件を適切に設定することは困難であり、また、現時点で一定の要件を設定することで将来の議論の発展を阻害しかねないとも考えられた。
- そこで、改正法案においては、法制審議会における議論の状況を踏まえ、暴利行為に関する規定を設けることはせず、引き続き、個別の事案に応じた現行法第90条の解釈に委ねることとしたものである。

〔結論：修正案に対する見解〕

- ・ このように、暴利行為については、これを明文化する改正法案の修正を行うのではなく、引き続き個別の事案に応じた現行法第90条の解釈に委ねるのがより適切であるものと認識しており、特段の規定を設けないものとする政府案が適切であると考えている。

更問2 書面によらない契約により生じた少額の債権に関する、権利を行使することができる時から2年間の短期消滅時効を設ける旨の修正案について、法務大臣の見解を問われた場合

〔前提・少額債権の特例を設けることの問題点について〕

- ・ 改正法案のように短期消滅時効の特例の規定（第170条から第174条まで）を廃止する場合には、金額が少額である債権を対象として、短期消滅時効の特例を設けるべきであるとの考え方があることは承知しており、このような考え方は、法制審議会の検討の過程でも、比較的初期の段階で取り上げられている。
- ・ しかし、少額の債券といつても、一つの債権を小口に分けた場合や、分割弁済の場合には、その特例がどのように適用されるのかといった問題が生ずる。

また、どの程度の金額をもってより短期の消滅時効がふさわしいと考えるかも、取引の類型や種別によって異なり得ると思われるが、合理的な線引きは容易ではないと考えられる。

さらに、少額の債権については、実際上は、そもそも債務の負担の原因となった契約において契約書自体が作成されないと考えられる。したがって、自己の債権があることを立証することも困難であるため、多くのケースでは即時払いがされ、それにより決済が終了するのが一般的である。したがって、一定期間の経過後に、未払金があったなどとして請求がされること自体が起きに

くいと考えられる。

なお、現状でも、商取引に関しては、多様な種類の債権が存し、その中には民法の短期消滅時効の特例の規定が適用されないものも多くあると考えられるが、そのうちの少額のものについて特例規定を設ける必要があるという指摘があるとは承知していない。

〔結論：修正案に対する見解〕

- ・ 以上のとおり、少額債権についての消滅時効の特例を設けることについては、技術的にも困難で、その必要性も高くないと考えられることから、改正法案においても、設けないこととしたものであり、特例を設けないこととしている政府案がより適切であると考えている。

更問3 遅延損害金の算出等に用いる法定利率と、中間利息控除に用いる利率とを別個に設け、見直しの際には預金の利率を参照することにする旨の修正案について、法務大臣の見解を問われた場合

〔修正案のように運用利率を参照しなかった理由〕

- ・ 法制審議会における検討の過程においても、中間利息控除に用いる利率は、いわゆる運用利率を参照して、遅延損害金の算出に用いる利率とは別に定めるべきであるとの意見もあったが、最終的には同一のものとするのが適切であるとの結論になったと承知している。
- ・ その理由は、大きく言えば、現在の安定した損害賠償の実務を混乱させるべきではないという配慮と、運用利率を参考するといつても、厳密に言えば、運用主体の属性や状況、想定される運用期間等によって異なるものであり、その制度趣旨を踏まえた適切な数値の設定が極めて困難であるところにあったものと認識している。

〔結論：修正案に対する見解〕

- ・ 以上に述べた理由に照らすと、政府案のように、遅延損害金の算出に用いる利率と、中間利息控除に用いる利率とは一致させ、見直しの際には貸付金利を参考することとするのがより適切であるものと考える。

更問4 個人による事業用融資の保証について、原則として無効とするとともに、例外的に認められるもののうち、事業との関係性に照らして保証人の要保護性が特に高いものを公証人による保証意思確認手続の対象とする旨の修正案について、法務大臣の見解を問われた場合

〔第三者保証の禁止を採用しなかった理由〕

- ・ 法制審議会における審議の過程では、事業のために負担した貸金等債務をいわゆる経営者以外の第三者が保証することについて、これを原則的に禁止すべきであるかどうかについても検討が行われた。
- ・ しかし、第三者保証の中には個人が自発的に保証するものなども現に存在するため、第三者保証を全て禁止することに対しては、特に中小企業の資金調達に支障を生じさせ、金融閉塞を招くおそれがあるとの指摘が、中小企業団体からの強い意見として示された。そこで、改正法案の立案に当たっても、中小企業の円滑な資金調達に支障が生じないようにしつつ、個人がリスクを十分に自覚せず安易に保証人になることを防止するべく両者のバランスを取ることが重要であると考えられたものである。
- ・ このような観点から、改正法案においては、第三者保証を全面的に禁止する措置は講じないこととする一方で、保証人がその不利益を十分に自覚せず、安易に保証契約を締結する事態を防止するための措置として、事業

のために負担した資金等債務を保証する際には、原則として、公的機関である公証人による意思確認を経ることとしたものであり、現在の中小企業金融の実情等に配慮した、適切な内容になっているものと認識している。

〔結論：修正案に対する意見〕

- ・ このように、中小企業の円滑な資金調達に支障が生じないようにしつつ、個人がリスクを十分に自覚せず安易に保証人になることを防止するべく両者のバランスを取る観点から、政府提出の改正法案の内容が適切であると考えている。

更問5 定型約款の変更の要件に関して、相手方の受け
る不利益の程度など相手方の事情が考慮されること
を条文上明記する旨の修正案について、法務大臣の
見解を問われた場合

〔改正法案における定型約款の変更の要件〕

- 改正法案においては、定型約款準備者が相手方と合意
をすることなく一方的に契約の内容を変更する「定型約
款の変更」の要件として、「変更が契約の目的に反せず、
かつ、変更に係る事情に照らして合理的な変更であると
き」を挙げている（第548条の4第1項第2号）。
- そして、変更が合理的なものであるか否かについては、
「変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定
により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有
無及びその内容その他の変更に係る事情」を考慮するも
のとしており、相手方の事情も含めて「変更に係る事情」
を総合的に考慮しなければならず、かつ、その判断は客
観的にみて「合理的」でなければならない。

〔結論：修正案に対する意見〕

- このように、改正法案の文言によっても相手方の事情
が考慮されることは十分に表れていることに加え、その
趣旨についても法律成立後は十分に周知することを予
定しているところであり、政府案を修正する必要はない
ものと考えている。

(対大臣・副大臣・政務官)
4月12日(水)衆・法務委

民事局 作成
階 猛 議員(民進)

8問 衆議院法務委員会で取り上げられなかつた改正項目に対する見解を、法務大臣に問う。

[国会審議についての感想]

- 民法改正法案については、第192回国会及び今国会において、2回にわたる参考人質疑も含め、既に30時間を優に超える審議が行われたものと承知しており、多岐にわたる論点について大変充実した審議が行われたものと認識している。

[取り上げられなかつた項目]

- 他方、ご指摘のように、この審議の中では、必ずしも具体的には取り上げられていない改正項目もあると認識している。
- もっとも、そのような改正項目も、今回の民法改正の目的である社会経済情勢の変化への対応といった観点や、民法を国民一般に分かりやすいものとするといった観点からのものであり、その内容についても、法律実務家や各種団体などの委員が参画する法制審議会(注1)において、精力的な審議が行われた結果、採択された要綱に基づいて立案されたものであって、いざれも適切なものと認識している(注2)。

(注1) 法制審議会民法(債権関係)部会において議決権を有する委員の数は合計19名であるが、その内訳は、学者7名、裁判官2名、弁護士

2名、法務省3名、経済団体・労働団体の代表4名、消費生活専門相談員1名である。

(注2) 取り上げられていない項目としては、「条件」、「危険負担」、「多数当事者」、「有価証券」、「契約上の地位の移転」、「更改」、「契約の成立」、「使用貸借」、「委任」、「雇用」、「寄託」、「組合」がある。

【責任者：民事局 筒井民事法制管理官 内線 █ 携帯電話 █】